

調達改善計画の実施状況（令和4年度）について

- 財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするため、令和4年3月、調達改善計画を策定。計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映によるPDCAサイクルにより改善を推進。

(1) 重点的な取組

計画の内容

○電力調達、ガス調達の改善

- 電力調達：一般競争入札が可能な案件について確実に一般競争入札を実施。随意契約案件の一般競争入札化を引き続き検討。
再生エネルギー比率の高い電力の調達等の推進。
- ガス調達：平成29年4月からのガス小売全面自由化を踏まえた随意契約案件の一般競争入札化を検討。

取組の状況及び効果

○電力調達、ガス調達の改善

- 電力調達：一般競争入札案件数 193件
再生エネルギー比率の高い電力調達件数 146件
- ガス調達：一般競争入札案件数 11件
- *そもそも所在地域を対象とするガス供給業者が他にいない場合もあり、引き続き、市場の新規参入状況を踏まえた一般競争入札への移行について検討。

計画の
内容

○工事における総合評価の改善

→ 外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を行い、公共工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保のため、公正性・透明性の確保に留意しつつ、総合評価落札方式の改善に努める。

○工事における受発注者の事務負担軽減

→ 技術資料作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の軽減のため、競争に参加する者の数が多数であると見込まれる場合等において、段階的選抜方式、一括審査方式を活用するなど、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。



取組の
状況
及び
効果

○工事における総合評価の改善

→ 外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて、工事の総合評価ガイドラインを改定(令和5年3月30日)し、総合評価落札方式の各種試行について、PDCAサイクルによる効果検証・見直し等のルール化を明記。

○工事における受発注者の事務負担軽減

→ 一般土木工事A等級、建築工事A等級工事において、原則、段階的選抜方式を適用し、全ての地方整備局等において発注を実施。

同一発注機関による発注で、目的・内容が同種、技術力審査・評価の項目が同じである等の工事において、一括審査方式を活用。

建設生産・管理システムにおいて、受発注者の事務負担軽減に資するデータマネジメントのあり方に関する有識者会議を開催(令和4年10月11日)。有識者の指摘を踏まえ、各種システム間の連携等、業務効率化の議論を継続的に実施。

(2) 共通的な取組

計画の内容

○調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)

→ 事前・事後検証の徹底等

- ・ 参入要件等の見直し等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底。
- ・ 特殊な物品の調達において参入可能者の把握に努めるなど、調達内容に応じた取組の強化に努める。
- ・ 特に複数年一者応札が続いている案件については、要因分析及び改善に努める。

→ 結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)については、原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。

→ 各部局に設置された外部有識者からなる公正入札調査会議等において、競争入札及び企画競争を行った契約のうち、結果的に一者応札又は応募となったものを中心に、個別案件の審査を徹底するとともに、再度同委員会等に報告するよう努める。

→ 上記の取組の結果、改善が図られた案件について、事例を取りまとめ、共有を図る。



取組の状況及び効果

○調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)

→ 156件において、競争参加資格の拡大を行うなど、事前・事後検証結果に基づく取組のみならず一者応札改善に向け柔軟な取組を行ったことで一者応札の改善につながった。

→ 一者応札が改善された案件のうち、比較可能であった34件において、発注単位の見直し等の改善により、約1.4億円のコスト削減効果が見られた。

→ 結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの215件(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)について、省内各発注部局において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。

計画の
内容

○調達事務のデジタル化

→電子契約の導入推進など、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化を推進する。

- ・紙での対応を希望する業者に対しても、積極的に声掛けするなど運用拡大に努める。
- ・入札説明会をオンラインで開催する。
- ・押印省略が可能な場合、見積書等の徴取を電子メールで行う。



取組の
状況
及び
効果

○調達事務のデジタル化

→電子応札可能件数は29,542件で、電子入札率は98.1%、電子応札率に関しては91.4%であった。また、電子契約締結件数は21,700件、電子契約率は55.0%であった。

(3)その他の取組

計画の 内容

○調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)

→ 本省及び全地方支分部局等(60部局)において、共同調達又は一括調達を推進。

○随意契約の見直し

→ 引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について競争性のある契約への移行可否を改めて検討し、結果をHPに公表。



取組の 状況 及び 効果

○調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)

→ 本省及び全地方支分部局等において、共同調達又は一括調達を実施。

共同調達 : 近畿運輸局にて新たに自動車用燃料の購入の共同調達を導入し、その他の部局においても、品目(施設・設備の維持管理・保守等)の拡大を行い、本省及び地方支分部局等(43部局)にて実施した。

一括調達 : 近畿地方整備局にて新たに貨物運送作業の一括調達を導入し、その他の部局においても品目(排水ポンプ車、除雪車の購入等)の拡大を行い、本省及び地方支分部局等(56部局)にて実施した。

○随意契約の見直し

→ 競争性のない随意契約は、前年度に比べて、120件、約246億円の増加。

計画の
内容

○コピー経費等の削減

→ 留め置きプリント、ペーパーレス会議の活用等によりコピー経費等の節減に努める。

○少額な契約への対応

→ オープンカウンター方式の活用により競争参加機会を拡大。

○その他の取組

・内部監査の実施 等



取組の
状況
及び
効果

○コピー経費等の削減

→ 留め置きプリントの設置などの取組により約1,494万枚分、ペーパーレス会議の活用などの取組により約234万枚分のコピー経費節減が図られた。

○少額な契約への対応

→ オープンカウンター方式にて、7,757件、約22.9億円の契約。(うち、新規1,296件、約5.4億円)

○その他の取組

・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ各官署に対し書面により内部監査を実施 等

重点的な取組、共通的な取組

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	令和4年度の調達改善計画				令和4年度調達改善計画上半期自己評価結果				実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
			重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標(原則、定量的に記載)	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度				取組の効果(どのようなこととして、どうなったか)	
○		工事における総合評価の改善	国土交通省においては工事の調達金額の割合が高く、取組の効果が大きいと考えられるため。	A	-	適正な評価を実施するなど、総合評価の改善方法を検討する。	4年度中(随時)	A	-	・外部有識者等を入れた懇談会等の場において、総合評価方式の実施状況等について、議論を実施。 ・工事の総合評価ガイドラインを改定(令和5年3月30日)。総合評価方式の各種試行について、PDCAサイクルによる効果検証・見直し等のルール化を明記。 ・発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムの方針に関する懇談会、建設生産・管理システム部会を開催(令和4年12月15日、令和5年3月28日)。 ・令和5年3月30日に工事の総合評価ガイドラインを改定し、総合評価方式の各種試行について、PDCAサイクルによる効果検証・見直し等のルール化を明記。 ・各地方整備局等において、ガイドライン改正の際に上記ルールを逐次明記するとともに、試行の検証等を開始。	4年度中(随時)		・件数が少なく、実績を蓄積しなければ効果検証等が行えない試行については、引き続きモニタリングが必要。	引き続き、懇談会を実施し、総合評価方式のあり方について議論を進める。	
○		工事における受発注者の事務負担軽減	・技術資料作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の軽減のため、競争に参加する者の数が多くなる見込まれる場合等において、段階的選考方式、一括審査方式を活用するなど、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。	A	-	段階的選考方式、一括審査方式の実施等により、受発注者の事務負担軽減を図る。	4年度中(随時)	A	-	・一般土木工事A等級、建築工事A等級工事においては、原則、段階的選考方式を適用。 ・同一発注期間による発注で、目的・内容が同様、技術力審査・評価の項目が同じである等の工事において、一括審査方式を活用。 ・建設生産・管理システムにおいて、受発注者の事務負担軽減に資するデータポイントのあり方に関する有識者会議を開催(令和4年10月11日)。有識者の指摘を踏まえ、各システム間の連携等、業務効率化の議論を継続的に実施。 ・発注者が必要工事・業務の成果データをインターネットでダウンロードできるように環境を整備。(11/1運用開始) ・発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会において、データポイントの議論を開始。(10/11に開催)	4年度中(随時)		・段階的選考方式及び一括審査方式については、全ての地方整備局等において発注を実施し、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進している。 ・発注者が必要工事・業務の成果データをインターネットでダウンロードできるように環境を整備。(11/1運用開始) ・発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会において、データポイントの議論を開始。(10/11に開催)	・段階的選考方式、一括審査方式の実施等により、受発注者の事務負担軽減を図る。	
○		調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札に向けた取組)	・本省及び地方支分部局において、参入要件等の見直し、準備期間の確保、仕様書の記載内容の明確化、発注予定情報の公表等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底する。 ・調達内容に応じて、それぞれ、以下の取組の強化に努める。 ・物品等の調達: 特殊な車両や重油の購入など、その特殊性から取扱業者数が少ない物品等の調達については、参入可能者の把握に努めるとともに、取扱業者が他にない場合など競争環境の改善が見込めない案件については、適正な契約方式への移行も検討する。 ・システム関係: 専門的な業務内容に関するシステムの運用・保守については、既設システムの維持・構築を可能な限り公開し、より詳細な業務内容を明示することで低入札参加を促す。 ・施設・設備等の維持管理: 業者が作業員の確保などの履行体制を十分整えられ、地域からの新規参入促進を図るための仕様の明確化及び参考資料の提供提供を行う。 ・調査等の役割: ホームページ等に事前の発注の見直しを公表することや、過年度の調査報告を公開することなど、調達情報の周知を徹底し、参入可能な業者の裾野を広げる。 ・結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なものについては、本省内外及び地方各発注部局において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、本省ホームページに公表する。 ・特に複数年一者応札が続いている案件については、業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、原因分析及び改善を図る。 ・上記の取組の結果、改善が図られた案件については、本家にて事例を取り組み、ノウハウ等の共有を図るとともに、より競争性の高い仕組の導入について検討を行う。 ・各部局に設置された外部有識者からなる公正入札調査委員会において、競争入札及び企画競争を行った契約のうち、結果的に一者応札又は応札となつたものを中心に、個別案件の審査を徹底するとともに、再度同委員会等に報告するよう努める。	A	-	・事前・事後検証の徹底、改善事例の共有等を行い、発注者側の取組により改善が見込めるもの競争性の向上を目指す。	4年度中(随時)	A	-	○本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を令和4年4月28日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ・全ての競争契約について、契約手続前に一者応札改善に向けてとるべき措置が十分に取られているか事前検証を行い、必要な一者応札改善措置に取り組み、 ・結果的に一者応札となった案件については、従来から行っている公正入札調査委員会や入札監視委員会での個別案件の審査を徹底し、再度、委員会等に報告するよう努めるとともに、一者応札となつた原因についての分析を行うこと。 ・一者応札が複数年度にわたる調達については、事前の一者応札の改善に向けた検証と改善策の実施を徹底するとともに、事後においては、参加可能な企業のヒアリング、アンケート等を活用した要因分析・改善に努めること。 ・計画に示した各カテゴリーに当てはまる調達を行う場合は、これを参照の上、必要な改善策を講じること。 ・改善策を実施しているにもかかわらず改善が見込めない場合は、入札監視委員会等の外部有識者からなる第三者機関の審査を受けるなど、公正性・透明性を確保した上で、適正な契約方式へ移行することについても検討すること。 ○結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの215件(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)について、省内各発注部局において一者応札となつた原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。	4年度中(随時)		・事業者の準備不足により一者応札となつたと思われる案件については、更なる準備期間の確保を行うなど、事前・事後検証を礼に取組を行い、あわせて競争参加資格の拡大を行うなど、事前・事後検証結果に基づき取組のみならず、一者応札改善に向け柔軟な取組を行った結果、156件について一者応札が改善された。 ・一者応札が改善された案件のうち、比較が可能であった34件において、発注単位の見直し等の改善により、約1.4億円(14.4%)のコスト削減効果が見られた。	・本年度では効果が現れなかった取組であっても、根拠よく取り組むことにより効果が現れるものもあると考えられることから、取組を続けることが必要である。 ・市場状況により変化することもあるため、取組の効果検証は容易ではない。	引き続き取組を実施し、改善事例の共有に努める。
○		調達事務のデジタル化	本省及び地方支分部局において、以下の取組を推進する。 ・入札説明会をオンラインで開催する。 ・押印省略が可能な場合、見積書等の徴取を電子メールで行う。 ・工事・コンサル業務については、電子入札システムで電子入札、電子契約システムで電子入札及び電子契約を行っており、デジタル化が進められている。物品・役務については、電子入札及び電子契約の導入が進んでいない。紙での対応を希望する業者に対しても、積極的に声掛けするなど運用拡大に努める。	B	-	地方支分部局等も含めて省全体で調達事務のデジタル化を進める。	4年度中(随時)	B	-	○本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を令和4年4月28日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ・本省及び地方支分部局等において、電子入札及び電子契約の導入を積極的に進め、そのほか、入札説明会をオンラインでも参加可能なこと、押印省略が可能な見積書等の徴取を電子メールで行うなど、調達事務のデジタル化を推進すること。 ○その他、本省及び地方支分部局にて以下の取り組みを実施した。 ・紙での対応を希望する業者に対しても、積極的に声掛けすると運用拡大に努めた。	4年度中(随時)		・電子入札可能件数は29,542件で、電子入札率は98.1%、電子入札率に届いては91.4%である。また、電子契約締結件数は21,700件、電子契約率は55.0%である。 押印省略が可能な見積書等の電子メールによる徴取を可能とし、事務負担の軽減を図った。	・事業者に対し電子契約を勧めたが、契約システムに不慣れあるいは未導入のため断られる場合があったため、引き続き電子契約のやり方・メリット等を事業者に説明し、電子契約導入を検討してもらう必要がある。	
○	○	電力調達、ガス調達の改善	・電力調達については平成28年度から、ガス調達については平成29年度から、それぞれ、順次、一般競争入札に移行しているところであり、検討中の案件について、共同調達・一括調達の導入の検討や市場の状況を踏まえつつ、更なる移行を引き続き推進する。 ・電力調達において、一般競争入札を行う際に、再生可能エネルギー電力の調達や旧供給電力事業者が異なる地域の事務所・施設等をとりまとめた電力コストの更なる削減を、部局における調達状況を踏まえ、可能な限り推進することを目指す。 ・再生可能エネルギー電力の調達については、「政府からの委託及び等価に相当する電力の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和3年10月22日閣議決定)」における、2030年までに各府県庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする目標を踏まえ、一般競争入札等は再生可能エネルギー比率の60%以上を初年度の実績とする。電力・ガス調達における一般競争入札の導入状況・ノウハウ等ととも、本省・地方支分部局等との間で内容の共有を図る。	B	28年度	再生可能エネルギー電力の調達について、政府がその事務及び事業に關し、適宜効果力への排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和3年10月22日閣議決定)における調達目標の達成を目指すため。 ・一般競争入札案件の増加と、引き続き随意契約となつた全案件について一般競争入札への移行可否の検討により、競争性の向上を目指す。 ・再生可能エネルギー電力調達の推進に取り組み、2030年までに国土交通省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目標とする。	4年度中(随時)12年度まで	B	-	○本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を令和4年4月28日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ・令和4年度に調達を行う際には、可能な限り一般競争入札に移行できるよう、地域の事情等を考慮した上で、一般競争への移行可否の検討、一般競争入札に向けた準備を行うこと。 ・特に、電力調達については、件名等をとりまとめることでスケールメリットや事務負担の軽減等が見込まれる場合、一括調達の拡大についても検討すること。 ○一般競争入札の導入状況・ノウハウ等について、本省及び各部局へ展開する。	4年度中(随時)		・電力調達については、一般競争入札件数は193件であった。 ・再生可能エネルギー比率の高い電力については、146件の調達を行った。 ・旧供給電力事業者が異なる供給区域の施設をまとめた電力調達については、関東地方整備局において東京電力と中部電力の供給区域にまたがる施設をとりまとめて調達を行った。 ・ガス調達については、一般競争入札件数は11件であり、その他随意契約案件については、そもそも所在地を対象とするガス供給業者が他にない場合もあり、引き続き、市場の新規参入状況を確認しながら一般競争入札への移行可否についての検討を行うこととした。	・電力調達について、小規模な庁舎等においては、一般競争入札を行ったものの応札者がなく不調となり、随意契約に移行したケースもあり、取りまとめ一括発注する方策を検討する必要がある。 ・一般競争を行ったものの電力供給のひっ迫により不調となり、随意契約とせざるを得ない場合があった。 ・ガス調達について、所在地を対するガス供給業者が他にない場合もあり、市場の新規参入状況を確認しながら一般競争入札への移行可否についての検討を行う。	引き続き、取組を実施する。 ・特に、一般競争入札への移行可否を検討中の案件については、市場の状況を踏まえ随時、随意契約を締結し、小規模契約をまとめて契約する方策の検討を行う。

その他の取組

具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p>○共同調達・一括調達の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、本省及び全地方支分部局等において、共同調達及び一括調達を推進する。 部局単位の取組に加え、地方支分部局等や本省と地方支分部局等との間で一括して発注した方が合理的な業務についても、一括調達を実施するなど、状況に応じて拡大に向けた検討を行う。 	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> 共同調達については、近畿運輸局にて新たに自動車用燃料の購入の共同調達を導入し、その他の部局においても、品目(施設・設備の維持管理・保守等)の拡大を行い、本省及び地方支分部局等(43部局)にて実施した。 一括調達については、近畿地方整備局にて新たに貨物運送作業の一括調達を導入し、その他の部局においても、品目(排水ポンプ車、除雪車等)の拡大を行い、本省及び地方支分部局等(56部局)にて実施した。 	-
<p>○随意契約の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、その理由とともに本省ホームページに一括して公表(本自己評価と同時に公表)。 前年度と比べて、件数は120件の増加、金額は約246億円(17.0%)増加した。 次年度以降競争性のある契約に移行する予定のものは、29件、約4.5億円となった。 	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> 各部局において、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、その理由とともに本省ホームページに一括して公表(本自己評価と同時に公表)。 前年度と比べて、件数は120件の増加、金額は約246億円(17.0%)増加した。 次年度以降競争性のある契約に移行する予定のものは、29件、約4.5億円となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争性のある契約へ移行した事例について取りまとめて共有することにより、競争性のある契約への移行が図られた。
<p>○コピー経費等の節減</p> <p>留め置きプリント、タブレット等を活用したペーパーレス会議、白黒・両面・2アップ印刷の活用等によりコピー経費等の節減に努める。また、部署毎の使用枚数の定期的な集計・イントラ掲載、コピー1枚当たりの費用の掲示等、コストの見える化に努める。</p>	継続	○	<ul style="list-style-type: none"> 複数の部局において留め置きプリントを設置する等により、約1,494万枚分のコピー経費削減が図られた。 各種会議において、タブレットを活用したペーパーレス会議を実施したことにより、約234万枚分のコピー経費削減が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 白黒・両面・2アップ印刷の活用、使用枚数の定期的な集計や削減方法等のイントラ掲載等の見える化を実施し、経費削減の意識が高まるよう努めたことにより、コスト削減が図られた。 タブレット・プロジェクター等の使用によるペーパーレス会議の導入の推奨を行うことにより、事務の効率化、コスト削減が図られた。
<p>○少額な契約への対応</p> <p>会計法令で予定価格が少額で随意契約が可能とされている場合についても、競争性を向上させる観点から、事務負担、地域性等に配慮しつつ、オープンカウンター方式を活用するなど競争参加機会を拡大させる。</p>	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> オープンカウンター方式にて、7,757件、約22.9億円の契約を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規業者の参入機会増加に伴う競争性の向上が認められるとともに、事務負担の軽減が図られた。
<p>○クレジットカード決済の活用</p> <p>「会計業務の効率化に向けた改善計画(平成28年7月決定)」に基づく資金前渡官吏払いから支出官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済の活用を検討する。</p>	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> 13部局において、水道料金、電気料金等をクレジットカード決済による支出官払いに切り替えたことにより、支払件数の減少など事務処理の集約化による事務負担の軽減が図られた。 	-
<p>○内部監査の実施</p> <p>引き続き、競争性のない随意契約に係る競争性のある契約への移行の可否、一者応札の解消への取組状況等の検討結果について、内部監査を重点的に実施するとともに、結果について各調達部局に周知し、取組の改善を促進する。</p>	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省における「令和4年度会計監査実施計画」において、競争性のある契約への移行の可否や一者応札の解消への取組状況等を重点監査事項に位置付けた。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ各官署に対し書面により内部監査を実施した。
<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事評価における適切な評価(コスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が可能な場合の目標設定や、コスト意識や業務改善に向けた取組の適切な評価) 調達改善に係る研修の実施(会計事務職員を対象とした研修の実施による職員のスキルアップ) 	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価において、コスト意識を持った効率的な業務運営に向けてとられた行動等を適切に評価するよう、引き続き、イントラネットにて周知を行い、省内におけるコスト削減意識の醸成が図られた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【長谷川太一 公認会計士】 意見聴取日【令和5年6月21日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和4年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和4年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○全体的に調達改善が推進されている。	○引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【加藤一誠 慶應義塾大学 商学部 教授】 意見聴取日【令和5年6月29日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和4年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和4年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○入札方式の改善、調達の低コスト化も進められている。引き続き、市場の動向を注視しながら、調達改善に取り組んでいただきたい。	○ご意見を踏まえ、引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【齊藤広子 横浜市立大学 国際教養学部 教授】 意見聴取日【令和5年6月29日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和4年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和4年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○全体的に調達改善が推進されている。	○引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【林浩美 森・濱田松本法律事務所 弁護士】 意見聴取日【令和5年6月26日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和4年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和4年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○電力の一般競争入札案件の実施数は、継続的に推進されており評価できる。ガス調達は、客観的条件(所在地域を対象とするガス供給事業者がないこと)による限界があるので、前年度対比の実施数増加がわずかであっても十分に推進されていると評価する。 ○工事における総合評価については、工事の総合評価ガイドラインを改定し、効果検証・見直しのルールが明記される等、改善のための積極的努力がなされており、評価できる。工事における受発注者の事務負担軽減は、有識者会議の結果が今後どのように実地に反映されるかを確認する必要があると考える。 ○一社応札の改善に向けた取組では、改善に取り組んだ件数が昨年度より微増(141件から156件へ)、コスト削減効果額も増加(0.15億円から1.4億円へ)となっており、継続的かつ適切に推進されていると思われる。 ○共同調達・一括調達の推進は、各部署での品目の拡大等、継続的に推進されていると見受けられる。	○ご意見を踏まえ、引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【杉本茂 さくら総合事務所 公認会計士】 意見聴取日【令和5年6月28日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和4年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和4年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○総合評価ガイドラインの改定や一括審査方式の活用等に成果がみられ、引き続き、公共事業を支える事業者のエコシステムの健全な維持発展に注力して頂きたい。経済環境の変化を加味し、国民生活の基礎となる信頼性・質の高い公共事業・社会インフラの構築・維持を第一目標として、その成果を生み出す発注者・下請けを含む受注者を含むシステムの育成を具体的に想定し、総合評価に組み入れる必要があると考える。入札事務に関して調達情報の周知を徹底し、参入可能性のある業者の裾野を広げて頂いている点にも大いに注目している。入札要項決定において事前により広くパブリックコメントを行う等ステークホルダーとの開かれた対話を促進し、変化の激しい事業環境に協力して対応する工夫が必要ではないか。 ○建設生産管理システムにおいて、業務効率化を継続的に実施していることを高く評価するとともに電子入札・電子契約についても、大きな成果を挙げられたことに感謝する。ビジネスパートナーとなる発注先の事務負担の軽減に成果が見られるだけでなく、電子契約・電子入札による入札事務の合理化透明化に資することでもあり、大きな前進だと評価する。 今後更に契約手続きや入札方法に関して一層のIT化機械化を進めるために、発注者側のみでなく関連業界のIT対応力の育成(リスクリングを含む)にも力点を置き、優れた実務能力・技術力を有する事業者がデジタル時代の溝に嵌ってしまわぬように支援いただきたい。そのうえで、AI技術の活用等による工事発注・企画評価に加え、インフラ整備のエコシステムの維持に関する知見や監査等の更なる自動化を進め、入札事務を高度化する方向に進めて頂きたい。 一者応札に関しても、事例分析を進めて頂いているとのことだが、建設関係の急激な企業物価の上昇等を考慮・加味した入札方法の開発にも一層注力して頂きたい。 ○中央省庁でペーパーレス化は、民間セクターへの少なからぬ影響もあり、素晴らしい。会計事務所においても、モニター上の突合・照合の精度向上に苦勞しているが、ここに来て一段とAI等の技術的進歩見られ、利点が欠点を凌駕することが明らかになっているように思う。SDGsの観点を含め、足元の現場と将来の効果を比較し、移行段階での得失も比較しながら進めることが肝要である。 ○電力調達・ガス調達については、一層予算の許さない市場環境となっていますが、TCFDを考慮し、公共機関としてCO2削減等の効果も、入札評価や事業者の評価に組み入れる等も検討する必要があるのではないかと。	○直轄工事の総合評価においては、ご指摘頂いているような、建設業全体の担い手確保を目的とした総合評価の試行を行っているところです。時勢に対応した調達方法となるよう、各種試行に対するPDCAサイクルを実施することで改善に努めてまいります。 ○ご指摘のとおり、働き方改革の観点からも、入札事務を高度化することは重要な課題であると認識しております。外部有識者を交えた会議等の場で、データマネジメントの議論を行っており、一層の入札事務の合理化・透明化に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【西川雅史 青山学院大学経済学部 教授】 意見聴取日【令和5年6月29日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和4年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和4年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○工事における総合評価の改善について、品質の確保、人材育成が具体的な改善目標として明示されており、「取り組み状況」から、ガイドラインの改定などを実施したものと理解した。ただし、その具体的な内容や、「各種試行」や「ルール化」という文言から想像するしかなく、具体的なイメージがつかない。特に、政策目標との関係性が不明瞭なところが、問題だと感じた。	○記載内容が曖昧で失礼いたしました。 R5.3の総合評価ガイドラインの改正内容の主な事項として、これまで各地方整備局において実施していた、品質確保や担い手確保を目的とした総合評価の評価項目のうち、優れた取り組みを全国に展開すべく、試行として明記した点が挙げられます。 ○例えば、将来の担い手たる若手・女性の積極的な登用を目標とした試行については、これまで一部の地方整備局等で実施されておりました。地方整備局毎に評価項目は異なりますが、 ・若手／女性を配置した場合は加点措置 ・若手、女性が相対的に不利になりがちな過去の実績を評価しない等の方式がとられています。 ○こうした試行について、 ・当該工事で若手／女性が主任技術者として配置されているか ・当該工事で降の別工事で引き続き若手／女性が配置されているか、 ・若手／女性を配置したことで当該工事の品質に悪影響が生じていないか 等の分析や、 ・受発注者双方へのアンケートを通じた当該方式の評価等を踏まえ、効果が認められたことから、有識者会議の場での議論を経て、更なる横展開のため、本省ガイドラインに位置づけを行ったところです。 ○この方式を実際に採用するか否かや、具体的評価軸の設定は、地域の実情に応じて地方整備局等で改めて判断することとなりますが、その際にも地方整備局単位の総合評価委員会等を通じて、有識者のご意見を仰ぎながらガイドラインを定めていくこととなります。 ○また、一定期間(5年を標準)や試行件数の蓄積に応じチェックを行うこととし、当該試行が、若手・女性の積極的な登用につながっているかを評価、必要に応じて制度の見直し等につなげていくこととしております。